

第8 その他

1 入出港届記載事項証明申請書

水先法施行規則に基づく航海実歴の認定を受ける方で、当該港へ入出港した際に届出された入出港届の記載内容についての証明を希望される場合は、次のとおり事務処理しています。

- (1) 申請者
当該船舶に船長として乗り組んでいる日本人
- (2) 様式
入出港届記載事項証明申請書
- (3) 提出時期
当該船舶の入出港届が届出されてから1年以内。
ただし、入出港届を届出してから1か月を経過した以降に申請された場合は、事実の確認に2～3日の期間を要しますので了承ください。
- (4) 留意事項
 - ① 入出港届記載事項証明書は、申請者が当該船舶の船長として阪神港長に入出港届を提出し、港長が受理していることを証明するもので、入出港時間の事実や明石海峡、友ヶ島水道を通航したことを証明するものではありません。
 - ② 記載内容を訂正等する場合は、必ず申請者の印鑑で訂正してください。
 - ③ 海上保安庁は証明機関ではありませんので、その他の証明事務は行っておりません。

2 阪神港大阪区及び堺泉北区の進路信号

(1) 根拠

規則第11条

船舶は、港内又は港の境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、海上保安庁長官が告示で定める記号を、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信していなければならない。

ただし、船舶自動識別装置を備えていない場合及び船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第3条の16ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させていない場合においては、この限りではない。

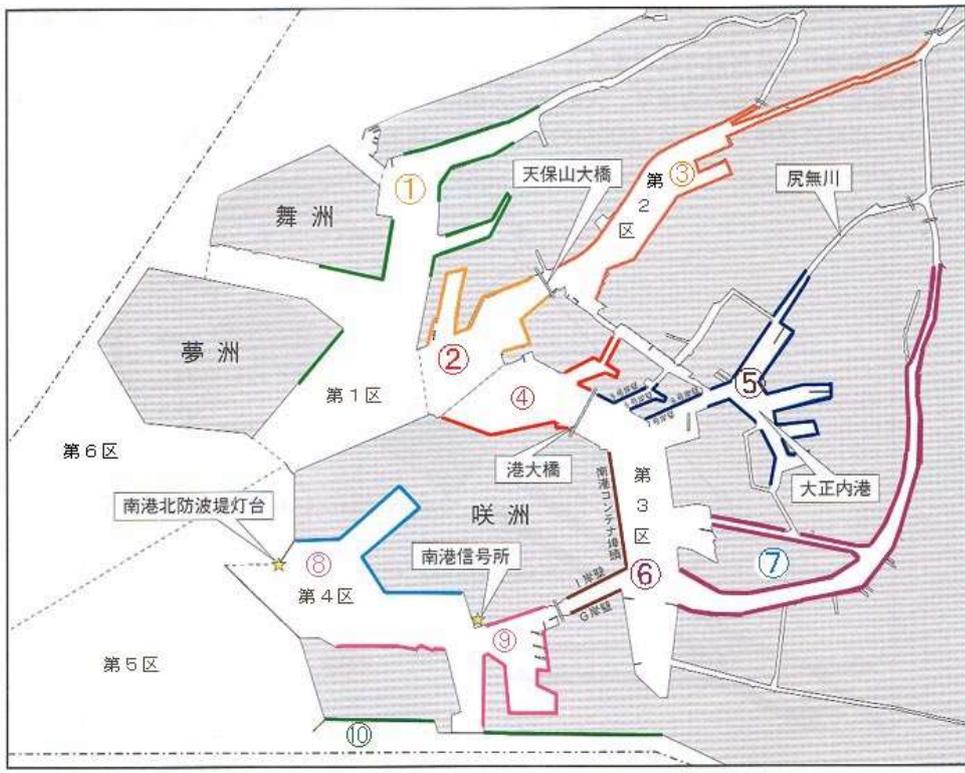
2 船舶は、釧路港、苫小牧港、函館港、秋田船川港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、名古屋港、四日市港、阪神港、水島港、関門港、博多港、長崎港又は那覇港の港内を航行するときは、前しょうその他の見やすい場所に海上保安庁長官が告示で定める信号旗を掲げて進路を表示するものとする。ただし、当該船舶が当該信号旗を有しない場合又は夜間においては、この限りでない。

- (2) 進路表示は、従来は各錨地及び係留施設ごとに港長又はバース管理者との間の連絡方法として旗りゅうにより行っていましたが、船舶電話等の連絡手段が定着したこと等によりこれを廃止し、平成7年4月1日大阪港においても進路信号を定め、平成13年9月10日からは大阪区10ブロック、堺泉北区3ブロックに分けて実施しています。また、平成22年7月1日、「港則法及び海上交通安全法を一部改正する法律」が施行され、AIS（船舶自動識別装置）を搭載している船舶は、AISによる目的地情報として港内での進路を示す記号の入力が義務付けられましたので、入港時及び港内移動時には進路信号を表示してください。

阪神港大阪区における進路信号等 平成22年7月1日

下記一覧表のとおり、国際信号旗を有する入港船舶は必ず信号旗による進路表示を行うとともに、AISを搭載している入港船舶(船員法により作動義務を免除されている船舶を除く。)はAISへの入力を行うこと。

	国際信号旗	AISで対応する進路コードを羅列した入力例	信 文
①	2代・H	JP OSA H	第1区の係留施設に向かって航行する。
②	2代・2・T	JP OSA 2T	第2区天保山大橋以西の係留施設に向かって航行する。
③	2代・2・A	JP OSA 2A	第2区天保山大橋以东の係留施設に向かって航行する。
④	2代・3・W	JP OSA 3W	第3区港大橋以西の係留施設に向かって航行する。
⑤	2代・3・E	JP OSA 3E	第3区港大橋以东の第5から第8号岸壁、尻無川又は大正内港の係留施設に向かって航行する。
⑥	2代・3・C	JP OSA 3C	第3区港大橋以东の南港コンテナ埠頭、1岸壁又はG岸壁に向かって航行する。
⑦	2代・3・K	JP OSA 3K	第3区港大橋以东の係留施設(第5から第8号岸壁、尻無川若しくは大正内港の係留施設、南港コンテナ埠頭、1岸壁又はG岸壁を除く。)に向かって航行する。
⑧	2代・4・N	JP OSA 4N	第4区南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設に向かって航行する。
⑨	2代・4・S	JP OSA 4S	第4区の係留施設(南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設を除く。)に向かって航行する。
⑩	2代・5	JP OSA 5	第5区の係留施設に向かって航行する。
		JP OSA OFF	目的港の港内又は境界付近で錨泊しようとする場合
		JP OSA XX	上記以外の目的港内での進路



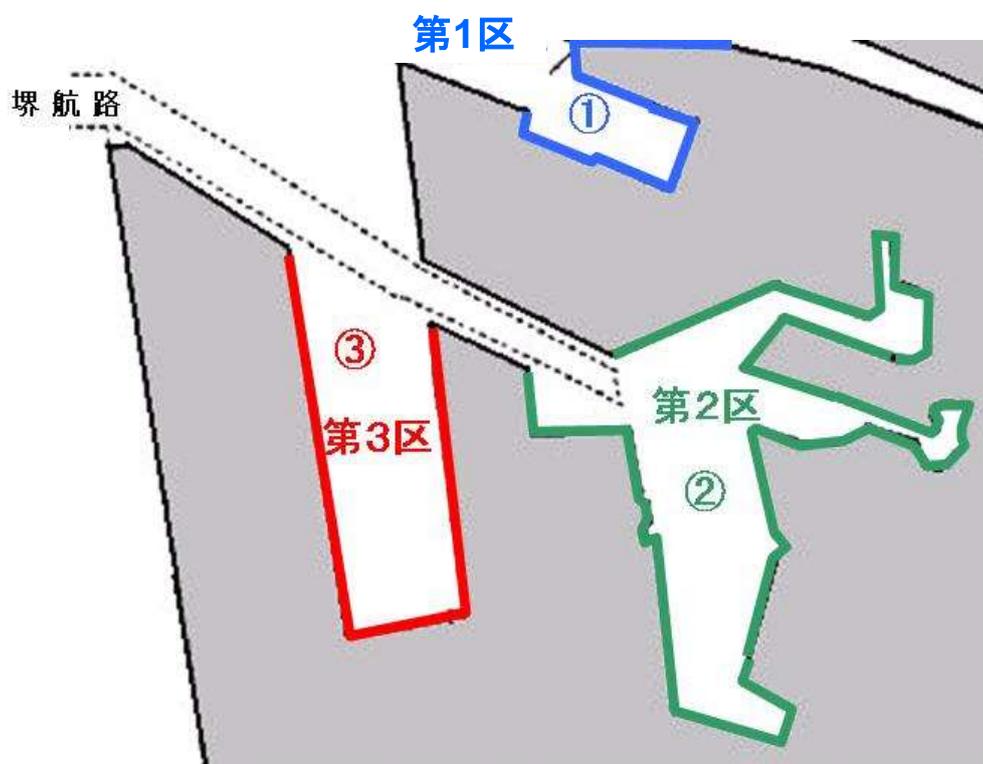
阪神港長

阪神港堺泉北区における進路信号等

平成22年7月1日

下記一覧表のとおり、国際信号旗を有する入港船舶は必ず信号旗による進路表示を行うとともに、AISを搭載している入港船舶(船員法により作動義務を免除されている船舶を除く。)はAISへの入力を行うこと。

	国際信号旗	AISで対応する進路コードを踏まえた入力例	信 文
①	2代・1	J P SBK 1	第1区の係留施設に向かって航行する。
②	2代・2	J P SBK 2	第2区の係留施設に向かって航行する。
③	2代・3	J P SBK 3	第3区の係留施設に向かって航行する。
		J P SBK OFF	目的港の港内又は境界付近で錨泊しようとする場合
		J P SBK XX	上記以外の目的港内での進路



阪神港長